

# 書誌の記述に関する研究序説

—日本目録規則・新版・予備版を中心に—

志 保 田 務

## はじめに

本稿は日本における書誌 (Bibliography) の記述・表現に関して検討し、この方面的国際的な動向の一端についても言及しようとするものである。

論述の核として、社団法人・日本図書館協会 (Japan Library Association: 以下 J L A と略) が 1977 年 12 月 6 日に発行した『日本目録規則・新版・予備版』 (Nippon Cataloging Rules; preliminary new edition: 以下 N C R 新版と略) を採りあげ、多少の検討をする。この規則が、「図書館の所蔵資料を検索する目録の作り方について全国的に標準化をはかることを目的とする」<sup>1)</sup> 汎用目録規則<sup>2)</sup> をめざすものであるからである。

この N C R 新版の検討にさきだって稿前半では書誌の記述一般について概観したい。ただし、書誌関係の用語は必ずしも一般の理解を十分に獲得しているとは見られないので、この前半の部分では、用語解釈という形を借りつつ議論を展開することとする。

## 目 次

- A. 書誌 (Bibliography)
- B. 書誌の要件・機能
- C. 書誌の記述
- D. 書誌の記述の統一、標準化
- E. 目録規則
- F. 日本目録規則新版予備版と記述～概説
- G. 日本目録規則新版予備版の記述の規定の検討

### A 書誌 (Bibliography)

「書誌」は英語における “Bibliography” にあたる。この“Bibliography”なる語の意味内容は相当に多岐的である, “The librarians' grossary and reference book; 4 th rev.ed.”<sup>3)</sup>において L. M. Harrod はつぎのように解説している。 「ビブリオグラフィーなる語は錯綜して用いられている。その主たる原因は、この書誌 (Bibliography) ということばを、さまざまの書誌的所産に対して、人々が好き勝手に与えて来たことにある。」しかしながら結局は次なる 2 種に分類しうるものと Harrod は考えている。第 1 は, Critical bibliographies (describing the physical appearance of books, 第 2 は Systematic or enumerative bibliographies, the history of books, MSS and other publications arranged in some logical order giving author, title, data and place of publication, publisher, details of edition, pagination, series and literary contents.

これら 2 者に対し、日本語にあっては前者にあたるものを「書誌学」と呼び、後者のものを「書誌」と呼ぶと解せられる。本稿が考究の対象とする Bibliography は後者である。

これはアメリカ図書館協会が 1943 年に刊行した “ALA glossary of library terms”<sup>4)</sup> における定義づけを借用すれば、つぎのように分析することができよう（丸山昭二郎訳による）。

- 1) 著者性とか諸版、形態等に関し図書を正確に記述するわざ。
- 2) 図書とか地図などのリストを作成すること。
- 3) 図書や文献などのリストそのもの。目録のように 1 館もしくは 2 館以上の図書館の蔵書を収録したものに限定されない。（下線・筆者）

このうち、1) 及び 2) は、記録または作成に関する行為をその意味内容としているから、日本語における「書誌」の語が負いうる概念を越えている。

結局のところ「書誌」とは「図書や文献のリストそのもの」であって、上記 A L A の glossary における説明のうちの第 3 にあたるものである。

この「書誌」に属するものとして考えられている「リスト」の類はつぎのよ

## 書誌の記述に関する研究序説

うなものである。「全国書誌、主題書誌、個人書誌、特殊書誌、選択書誌、販売書誌、蔵書目録、総合目録、解題書誌など。<sup>6)</sup>」

さてこれらのうちには、「蔵書目録」「総合目録」など、「目録」という名によって称せられるものがふくまれている。

「目録」とは一般的の用語としては「所蔵品、展覧会の出品物などの品目を整理して記録したもの」と定義され、「図書などの目次と同じ意味に使用されることがある」といわれる。「目録」なる語は上記のような記録を指し、書誌の用語でない。しかしこの語は「図書や文献のリスト」などの著作物の性状を表現すべき名称として用いられる例はわが国において古くから見られる。すなわち、『本朝書籍目録』や『通憲入道蔵書目録』『日本国現在書目録』など多数の例を見る。

英語において「目録」にあたることばはCatalog(ue)である。この英単語の一般的な語義は、「通常はシステムティックあるいはアルファベティカルな順序で人物または事物に関して記した記録あるいはリストもしくは一覧表 (Enumeration)<sup>8)</sup>」とされる。これは通俗のイギリスの百科事典における説明で、500語内外をもって解説されているが、その第一文章を“…especially of the contents of a library or exhibition”と結び、これが図書館の蔵書記録を意味する語として使用されるむねを、はっきりと述べている。更に“differ from bibliographies in that the latter are list of books or material known to exist irrespective of their location in a particular collection”とBibliography（書誌）との違いをも説明する。ここにおいて、Catalog は図書館等の蔵書や特別の蒐書を知るためのリスト（図書や文献のリスト）であり、Bibliography は、それら所蔵の事実等を知るための道具としての機能を必ずしも前提とはしないリスト（図書や文献のリスト）であるむねを明らかにしている。

図書館学の専門の立場から Harrod は限定して概念規定する。<sup>9)</sup> “It (catalogue) records, describes and indexes the resource of a collection, a library or a group of libraries.”

このように，“Catalog”的概念づけのなかには、『図書館の蔵書のリスト』の意味あいが明らかに含まれている。

前述の如く、日本における「目録」なる語は、直截的に、図書館の目録を指す語となりえていないばかりか、単独で図書や文献のリストを指す語ともなっていない。

それゆえに「文献目録」「蔵書目録」「図書目録」といった形に合成されではじめて、それが文献や図書のリストである等のことが知られる次第である。

図書館界で「目録」と称する場合は「通常蔵書を検索する手段として著者、書名、件名、分類記号を標目とした記入を、一定の順序に排列、編成した」<sup>10)</sup>図書のリストを指す。

この定義は、英國の場合と異なり、我が国一般の世界には通用しない。しかも、小者がここで採り上げる「目録」は、上記の定義に添った目録である。

それゆえ、「文献目録」等所蔵と無関係のリストは書誌であり、「書誌」なる語は「目録」を包含した、より広い意味内容を持つ。本稿は書誌一般の記述に関しての考究を目的としつつも、目録（狭義）の記述につき、主として論じていくものである。

## B 書誌の要件・機能

書誌に求められる要件を簡単に記すとつきのようになるであろう。

- 1) 網羅性（おののが扱う分野・範囲における）、累積性
- 2) 速報性（ただし遡及的な書誌その他においては必ずしも必要でない）
- 3) 情報の伝達・表現の妥当性（検索効果、識別効果の面にかかわる）

わが国における書誌全般に向けられる批判の多くは、上記1)と2)すなわち、網羅性（累積性）、速報性が欠如するという点を突く。事実このことについて言えば、本邦における代表的な全国書誌（National bibliography）である所の、国立国会図書館発行の『納本週報』や、その年間累積版である『全日本出版物総目録』に対して、上述2点にかかわる批判が絶えず提起されている。これについては、筆者は日本図書館研究会・第19回研究大会において、さらに、<sup>11)</sup>

## 書誌の記述に関する研究序説

本年発表の共同研究論文を通じて問題点を分析した。<sup>12)</sup> なお、実態的に調査した事例としては、東京都立中央図書館の五十嵐正巳<sup>13)</sup>の報告が詳しく、他には筆者がしたサンプリング事例<sup>14)</sup>等がある。

さて、これら網羅性あるいは速報性を欠き、もしくはその充足度が相当に低い書誌は、書誌本来の機能を減殺するものであって、今後に向けても更に厳しく追究する必要がある。ただし当稿は残る3)の問題を論じる。

この3)に言う「書誌の伝達・表現の妥当性」とはつぎのことである。

記入の記事（記述）は、利用者が検索し、自分の求めるところの情報であることを判断し（同定機能）、他の情報と明別することができるもの（識別機能）でなければならない。この2者をまとめて識別機能（Identification）と呼ぶのである。各々の記事は、それぞれにおける全体をもってこの識別機能をはたすのであるが、これを限定し記入内の「記述」（Description）の部分がこの機能を果すと考えておく方が現実にあおう。<sup>15)</sup>

一方、検索に資する機能をはたすべき部分は「標目」（Heading）と呼ばれるものである。「記述」は検索されたのちに求められる識別の機能をはたす。検索及び排列性の機能は、専一に「標目」に求めるべきであると考える。ただ、小稿は「記述」について論じようとするものであり、「標目」に関しては深くは追わない。

### C 書誌の記述

「記述」とは、通常の用法にしたがえば「1. かきしるすこと。しるしのべること。2. (Description) 事物の特質的徴表を完全に十分に組織づけて表現すること」である（広辞苑）。

目録法上の用語としては、下記のような限定した定義づけがされている。

「書誌（図書館目録、文献書誌等を含む）において、その記事たる図書・文献の記録（記入と呼ぶ）の、所蔵事項その他の事務的事項を除く記事の全体、またはその内からさらに見出し語（標目）の部分を除いた部分（すなわち書誌的事項）。」英語形はDescriptionである。なお、青木次彦は、「この“記述”とい

う用語は“description of books(図書の記述)”から借用されるようになったものであろう<sup>17)</sup>と述べ、「もともと誤解されやすく曖昧さをもっていた“description of books”の“description”から来た“記述”という言葉を広狭両義のある用語として用いるようになったのである」と記している。

この様に、2種の見解が併行しているが、小論は後者の意味、「記入内の書誌的事項の部分」に関する検討を主たる目的としている。

この「記述」をいかに記載するかということは、専ら目録等書誌の作成者の側の問題であるにとどまらず、目録等書誌の利用者（検索者）の側にとっても重要な事柄であり、また引用あるいは参考文献（Citation, or Bibliography）の記載方法としても、無関心で居ることはできない。

#### D 書誌の記述の統一、標準化

このような、いわば共通の関心事ともいべき「記述」は、過不足なく、必要十分な記録事項と、一定の記載順序、一定の表現形式に整えられる必要があり、これまでも、論文作成指導書等においてもるゝ言及されて來た。書誌の記述においては、その記述を一定の形に統一することは、つとに、英米共同目録規則等によって試みられて來た。

これら書誌の記述を統一化しようとする努力は、「書誌記述の標準化」と呼ばれる（Standardization of bibliographic description）。これが、この10年の内に、国際図書館協会連盟（International Federation of Library Association: I F L A）が決定・勧告した「国際標準書誌記述」（International Standard of Bibliographic Description; I SBD）の各種の規定に凝集した。これは我が国では、のちに述べるN C R新版等の目録規則にとりいれられている。

一方、学術研究の世界においては、科学技術情報の流通等に関する国際標準化機講（International Organization for Standard: I S O）が設けられ、書誌に関する国際規格 I S O / Bibliographic reference を1958年以來発表している。また国際連合の「世界科学情報システム」（UNISIST: United Nations World Science Information System）と国際学術連合会議文献抄録委員会、

## 書誌の記述に関する研究序説

(I C S U / A B : International Organization for Standardization / Abstracting Board)との合同作業グループは機械可読(Machine readable)の書誌記述のマニュアル(Reference Manual)<sup>21)</sup>を作成している。

一方わが国にあっては1969年「総理大臣の諮問機関・科学技術会議が第4号答申によって『科学技術情報の全国流通システム(N I S T : National Information System for Science and Technology)』の構想」を打ち出した。これにそい1973年「科学技術庁に、学協会、大学、各種情報機関及び関連各省庁の専門家からなる『科学技術情報流通技術基準検討会』を設置し、N I S Tにおけるドクメンテーション及び情報処理技術の標準化(流通技術基準の作成)と(中略)『参考文献リスト作成のための書誌的情報の記述』」をまとめた。こののち「『二次資料作成のための書誌的情報の記述』について検討を行うとともに、前述の参考文献の記述に関する基準案についても見直し検討を行ない『書誌的情報の記述に関する基準案』としてとりまとめた」。1975年10月のことである。これが1977年「書誌的情報の記述に関する基準」として(『案』を取り正式の基準とし)日本ドクメンテーション協会から刊行された。これには前記 I S B D の規定の内 I S B D (S) : Serials の部分が相当に参酌されている。このように、書誌の記述は広く学術・文献関係の世界の共通の关心事となっている。

### E 目録規則

目録規則とは、図書館等における目録作成の原則、方法について細部にわたって成文化した基準のことである。

先に挙げたN C R(日本目録規則)はまさにこれにあたるが、I S B Dの場合は、広く書誌一般を扱い、しかもその記述部分に限定した国際的な基準であるから、I S B Dを完成された目録規則と考えることはできない。

目録規則を支える理論的ないしは方法上の原理・原則を目録法と呼ぶ。

したがって、目録規則を検討する上で土台となるのは、目録法の原理の理解を軸とした解釈と議論である。

目録規則にもとづき作成されるものが目録記入(Entry)であることは論をま

たない。なお、先に「記入」と述べここで「目録記入」と記すのは、検討を書誌一般の「記述」に関することから、「目録」に集中するためであり、「記入」という概念自体は共通である。

目録規則が扱う事項はおよそつきのあたりの事項である。<sup>23)</sup>

- 1) 原則・総則
- 2) 記述
- 3) 標目
- 4) 排列
- 5) 逐次刊行物に関する特別規定
- 6) 図書形態以外の資料に関する特別規定

このうち、5) および6) は図書(単行書)以外の資料に関する規定であるから、それぞれの中味は、1) — 4) と同旨の事項であり、主たる検討を先の4項目に集中することとしたい。

目録記入は標目と記述を主たる要素とし、この目録記入を排列して、著者、書名、件名、分類記号等を標目(見出し語: 排列・検索の語)とて、一定順序に並べ、一定の体系に編成したものである。すなわち、各記入を集合して冊子や目録カードケースに収めた形状を指して目録と呼ぶ。したがって、目録記入を個とした場合、目録はその全体(集合)を指す名称である。

小論において追究する「記述」は、目録規則における、各記入の記載方法等に関するものである。これをN C R新版を中心に検討して行きたい。

#### F 日本目録規則新版予備版(N C R新版)と記述

伝統的な欧米の目録規則にあっては「標目」に関する規定は相当に議論が耕され、国際的な基準も、英米目録規則、国際目録原則等としてあらわされて来た。しかし、「記述」の部分に関しては十分の検討が進められていたとは言ひがたい。

日本の目録規則は、古来分類目録の系譜により、各分類の下では、各記入が書名を冒頭に記す、いわゆる書名主記入の形で歩んでいたといえよう。しかし

## 書誌の記述に関する研究序説

ながら、昭和17年青年図書館員連盟による「日本目録規則 1942年版」(Nipp-on Cataloging Rules : NCR) が出されて以来、その編集発行を J L A の手に移しての同 1952 年版、同 1965 年版に至るまでは、欧米の影響下に、著者を中心とする標目とする形の「著者基本記入」方式の目録法に従って来たのであり、その 1965 年版は N C R 新版が出されるまではいわば公認の方式であった。その間、<sup>24)</sup> 森耕一その他の人々による、いわゆる「記述独立方式」の提唱があり、これが N C R 新版の誕生に大きな力となったことは確かである。また、その手法にもとづく「図書館目録規則案」等実際の先行規則が N C R 新版の内容に重大な影響を与えたものと考えられる。<sup>25)</sup><sup>26)</sup>

さて、前述の如く、記述に関する基準として国際的に定立されたのが、国際標準書誌記述 (I S B D) である。

N C R 新版が、上記の「記述独立方式」の強い影響を受けた事実に関しては、同規則は何一つ述べていないが、I S B D をその記述部分の決定その他に活用<sup>27)</sup>している点については、N C R 新版自体が書きとめている。

このことは、そのたたき台として 1973 年 9 月の「第 4 回整理技術全国会議」において J L A が発表した「日本標準書誌記述案」のその名称にもあらわれている。<sup>28)</sup>これは I S B D 同様に「記述」の部分のみの規則であった。これは、翌々 1975 年 3 月の同第 5 回会議にて発表した「日本目録・新版・草案」の「記述」の部分の下敷きとされた。それは未だ「記述」だけの草案であったが 1976 年の『図書館雑誌』70(10)において、「標目」「排列」及び「逐次刊行物」に関する案が登場した。1976 年 3 月 23 日に持たれた同第 6 回会議では、これらをもとにはぼ現行の N C R 新版に近い形で、名称も同じ「日本目録規則・新版・<sup>29)</sup>予備版」として「排列」「逐次刊行物」の規定をも加え発表された。

さて、N C R 新版はそれ以前の我が国の目録規則に比して、「記述」部分につき丁寧に規定している。そのことは、下記の比較対象表によって概略知ることができる。<sup>30)</sup>

<u>N C R 1965 年版（旧版）</u>		<u>N C R 新版</u>	
1 総 則	9 P	1 総 則	2 P
2 標 目	77 P (31%)	2 記 述	20 P (20%)
3 (記述)	31 P (13%)	3 標 目	7 P (7%)
4 排 列	4 P (2%)	4 排 列	7 P (7%)
その他		その他	

(以上いずれも小数点下1ヶタ目4捨5入)

事実、同規則の「標目」に関する規定には、少なからぬ問題点があり、小者を含め相当数これを批判する者が出ており<sup>31)</sup>いるが、それらを整理すれば、下記の2種にまとめ得よう。まず第1の型は、当則では例外の<基本記入方式>との関係から<sup>32)</sup>、第2の型は当則が採用する<記述ユニット・カード方式>による「標目」の処理に賛成しつつも、規定各条の組替え、変更を主張する立場から、以上2方向からの批判が見られる。ただし、上記2種類の議論において検討の対象となつたのは、「標目」およびこの「標目」にしたがって行なわれる排列に関する規定であった。たしかに旧版N C R 1965年版およびそれ以前の版において主要な規定事項であった「基本記入の標目」を後退せしめた新版を導入しようとする場合、「標目」について十分な検討を要するところである。

このことから敷衍して、N C R 新版に関連して残された問題点は「標目」を巡って生じるもの、「記述の項は比較的に整備されている」と見る立場も存する。しかしながらやや詳細に検討するとき、「記述」の規定には多々問題点が潜んでいる。

一方、現在の目録政策は全国的な規模で推進されており、国立国会図書館やJ L Aが頒布する「印刷カード」(Ready made card)を各図書館が導入し、これらの印刷カードをユニット・カードとして、必要な標目を添記して目録記入とする方策がすすめられている。こういった状況の下で「記述」は各図書館で記載することが要らないから、まず「標目」の規定を論ずべきであるとの考え方<sup>34)</sup>も出されている。

## 書誌の記述に関する研究序説

しかし、NCR新版における標目選定は、「記述」に記されたところから行なわれるし、この「標目」にもとづき排列する。しかも、それらにおける2次排列を「記述」によって行なう、とするのがこの規則の行き方である。したがつて「記述」に関し妥当な規則を備うべきことは、Ready made cardの時代においても当然に求められるものといわなければならない。

NCR新版の成立後、その「記述」に対する批判としては、日本図書館研会・整理技術研究グループが、NCR新版（予備版）の発行直前に発表した「日本目録規則新版予備版案」における用語および用語解説について＜批判＞は最も早い時期における成果と見るべきものであろう。NCR新版発行後のものとしては、本年になってからの、小林胖<sup>36)</sup>の労作と、秋田征矢雄<sup>37)</sup>の鋭い指摘を見ることができる。

### G 日本目録規則新版予備版（NCR新版）の記述の規定の検討

NCR新版の「記述」に関する項目はつきのとおりである。

#### 2 図書の記述

##### 2.1 記述

##### 2.2 書名と著者に関する事項

##### 2.3 版に関する事項

##### 2.4 出版に関する事項

##### 2.5 形態に関する事項

##### 2.6 叢書名に関する事項

##### 2.7 注記に関する事項

##### 2.8 書籍コード、装丁、定価に関する事項

##### 2.9 一括記入

以上9項目である。これらは「図書の記述」関係の項目であり、逐次刊行物等に関しては、別の項目に属する規定を定めている。この、逐次刊行物に関する規定は下記に示すとおりである。

これらはすべてその「記述」に関する規定である。

5 逐次刊行物

5.1 記述

5.2 誌名と編者に関する事項

5.3 版に関する事項

5.4 卷次、年月次に関する事項

5.5 出版に関する事項

5.6 形態に関する事項

5.7 シリーズ名に関する事項

5.8 注記に関する事項

5.9 I S S Nに関する事項

5.10 所蔵事項カード

なお、その他の資料〔映像資料、録音資料等〕については「準備中」であるとして、そのことわりだけでそれ以外は空白の1ページが挿入されている。逐次刊行物等に関する規定は別稿にて検討することとし、ここでは単行書の「記述」に関して論じるかぎりで必要な部分を参考とするにとどめる。

さて単行書に関する「記述」の章をやや詳細に検討してみたい。

記述（N C R新版2.1：以下N C R新版の条項数は「・」を付して表示）

この節（2.1）は、図書の「記述」に関する総則ともいべきものである。

この節はつきの項目のもとに各規定が記されている。

• 2.1.1 記述の範囲

ここでは、「ある図書を他の図書から識別する第1の要素は書名である」とI S B D (M)<sup>38)</sup>同様の判断を示し、書名に続いて、識別のために「記述」に記載すべきものとして、「著者、版次、出版者、出版年、ページ数、大きさ等」をあげ、「また、その属資料、内容細目等についても必要があるときは記載する」と定める。ここにあげられた項目以外で「記述」に記載すべきものとして他条に規定されるものは、副書名、巻次（または回次、年次）、出版地、叢書名、注記、書籍コード・装丁・定価に関する事項である（2.1.3）。この内「書籍コー

## 書誌の記述に関する研究序説

ド」等については「本事項の記載は任意である」旨の注が同則2.8に付けられている。事実、この規則にしたがって作成されている国立国会図書館印刷カード（および納本週報）は、書籍コード及び装丁に関して記載していない。

### • 2.1.2 記述の対象とその情報源

ここでは、まず2.1.2.1に「記述の対象」について述べ、「図書は1冊ずつ記述する。多巻ものは分割記入となるが、一括記入とすることもできる」と規定している。このうち多巻物に関する規定部分は、「分割記入」を原則としている。これを「個別記入」と呼ぶべきことは、以前、グループ研究によって指摘したところである。<sup>39)</sup>ただしこのように「1冊ずつ記述する」と定めたことは、N C R 1965年版が原則にうたっていた「完全本によって記載する」という立場<sup>40)</sup>を変じ、旧版にいう「零本」に関する扱い方法を、今般の原則にとり入れたものである。

多巻物（タカンモノ：この語がはたして目録用語として耐えうるか否か疑問があるが）を「分割記入」するべしとした新しい原則は、入手する巻々をつぎつぎに整理できるという点や、その他いくつかの点から勝れた方法であり、旧則によれば全巻揃いとなるまでその一連の図書の記入を作成できないように（規定上は）なっていたのに比して、実用に適した形といえよう。

しかしながら、「1冊ずつ記述する」ことは、すべての場合に便利な方法と言うわけにも行かない。たとえば、十数巻で構成される一つの百科事典などは、1冊1冊記入を作成するよりも全部まとめて一つの記入を作成する方が、目録の作成・維持管理を行なう側だけでなく、その検索者にとっても便利であるからである。

そういうわけで、別法としてではあるが、N C R新版が「一括記入することもできる」と定めたのは実用に徹して至極妥当なところである。しかしながら、この一括記入についての条項である2.9（一括記入）を、其処における挙例に合わせて検討すれば、結局は旧則における「完全本」による記載と異なっていない。これでは、一括記入をしようとする場合には、全巻がそろうまで当該目

録記入の作成を待たなければならない場合が生じよう。たとえ「つづきカード」を使用して各巻に関する記事を逐次追記する方法をとったところで、冊数に関する項（2.9.6）にトラブルを生ずるであろう。この点、I S B D (M) 第1標準版 (First standard ed.) <sup>41)</sup> が、その予備版を手なおしして定めたように、冊数の項は全然記載しない第3の方式を導入すべきである。さらに実務的な便法を許すならば、巻次の連続する一部の巻をまとめて1記入を作成し、他はつきの入手時期に同様のまとめ方で記入を作成することができる旨を許容することも、あるいは必要ではなかろうかと考える。

つぎに、2.1.2.2では「記述の情報源」について、その依拠すべき図書上の情報源（典拠）を、①標題紙（標題紙裏を含む）、奥付、背、表紙②前扉巻頭③序文、あとがき、本文等と定める。ここにおいて、伝統的な洋書目録規則やN C R旧版 <sup>42)</sup> およびI S B D (M) <sup>43)</sup> が採用するtitle page 中心主義を捨て、標題紙、奥付、背、表紙を同一優先順位（第1順位）においていた。これは、おそらくは、図書の実物を書店等で見る人々に記憶される書法的データが、標題紙（title page）に記載された情報に集中するとは見ない立場に立つものといえよう。そして標題紙に関して「わが国では、これを単に装飾とみなす傾向があり、記入作成にあたってのよりどころとするにふさわしくないものもある」と、N C R新版自体が「用語解説」<sup>44)</sup> で記している所からもこの点が伺い知られる。ただしこの解説の傍点部分（傍点筆者）は、表現として不適である。「傾向がある」とまで言うことは許されまい。なお「標題紙」に（標題紙裏を含む）としたことは、現今の図書上における情報源として標題紙裏を重視したものであり、一応評価できるものの、後出の書名等の規定のうちの、共通する書名を記述、書名の欄に記載する原則において多少の混乱を引きおこす原因ともなりかねないという反面を現出した。

つぎに2.1.2.3では、「各書誌的事項の情報源」について記すが、前項目：2.1.2.2と多分に重複しており、まとめて規定すべしと、かねてより筆者は主張している。<sup>45)</sup>さて、この2.1.2.3は、各書誌的事項の記載にあたってそれぞれ

## 書誌の記述に関する研究序説

の事項ごとで依拠すべき情報源を規定したもので、その点、情報源の優先順位を定めた前項とは別の規定として設けられたものであろう。

しかしながら、この2.1.2.3は、各書誌的事項の情報源を下記の如く固定するのであって、これらに関して前項2.1.2.3が唱う優先順位の指定に影響を受けるのは、それぞれの事項ごとに記載（列挙）される1または1以上の情報源が互に同順位（第1順位）という、その点だけである。

- 2.1.3 記述すべき書誌的事項とその記載順序。一項目内の各情報源間に  
は優劣の関係はなく、すべて同一順位（第1順位）と解される。

- ①書名、著者：標題紙（標題紙裏を含む）、奥付、背、表紙
- ②版：標題紙（標題紙裏を含む）、奥付、背、表紙
- ③出版地、出版者、出版年：標題紙（標題紙裏を含む）、奥付、背、表紙
- ④ページ数、大きさ：その図書から
- ⑤叢書名：その図書から
- ⑥注記：どこからでもよい
- ⑦書籍コード、装丁、定価：その図書から

2.1.2.3はこう規定したあとつぎのように記している。「上記の情報源以外から得た情報は、角がっこに入れて記載する。」

この角がっこ（カクガッコ）と呼ばれるものは、目録法上、目録記入作成者が必要と判断して、本来の情報源から得られる情報以外を「記述」に記す場合<sup>46)</sup>（これを「補記」と言う）に、その補記した事項を囲む記号である。この補記にあたっての〔〕（角がっこ）の使用は、目録法上に定着した手法である。「補記」の目的は上記のとおり、本来の情報源から得られる情報以外を記載し、その目録記入の表現上の効果上げようとするところにある。その場合、この補記した事項を、本来の情報源から記載した事項と区別せんがために、角がっこでこれを囲む。

この、本来の情報源、という範囲は2.1.2.3の①—⑦に明記されている。それらは、各書誌的事項ごとに具体的に示されており、その原則にしたがって一

貫處理できるならば、それはそれとして理解し適用できえよう。しかしながら、N C R 新版においては、上記の原則がどこまで適用されるのか、例外の扱いをすべき部分があるのか、そのあたりのことが必ずしも明確でない。この不明確さは 2.1.2.3 自体から生ずるのではなく、2.1.4(記述の方法)および 2.2.(書名と著者に関する事項) の規定との関連から生ずるのである。というのも1965 年版以前の N C R (旧版) が採用していた、情報源に関する「標題紙優先主義」を廃したのであるが、これら関係条項の規定・構成を、標題紙優先主義を継承している I S B D にならったために、このような姿になったと考えられる。

N C R 新版が、「補記」の指示、もしくは角がっこ使用の指示を具体的に記すのは下記の条項においてである。

2.1.4.4 「脱字は角がっこに入れて補記する。」

2.2.4.4 「著者の表示に、著作の種類を示す語がないときは、その語を著者名のあとに角がっこに入れて補記する。」

2.2.4.5 著者が 3 人以上の場合は最初のまたはおもな 1 著者を記載し、「〔ほか〕」と補記して、他は省略する。

他に、出版地・出版者に関する 2.4.1.3, 2.4.2.3, ページ数に関する 2.5.1.2 と 2.5.1.3, 逐次刊行物の編者の表示の著作の種類を示す語の場合。

以上 8ヶ所に関係条項が見られる。

ここに挙げた条項に見るかぎり問題点はさほどない。強いて言えば、「著者の表示に著作の種類を示す語がないときは、その語を著者名のあとに…記す」(傍点筆者) とする 2.2.4.4 の表現に不足を感じる程度である。問題は、むしろ上記のような箇所だけでしか「補記」が指示されていない所にある。

2.1.2.3 では各書誌的事項の情報源を固定し、それらの情報源によった事項は、そのままの形で、所定の記載欄(2.1.3《記述すべき書誌的事項とその順序》参照)に記される。無論角がっこは付す必要がない。しかしこれ以外の情報源によって記載しようとする場合、2.1.2.3 の末文によれば角がっこに入れ

## 書誌の記述に関する研究序説

てそれぞれの事項の欄に記載されるべきであり、たとえば著者名であるならば、角がっこに入れて著者表示の欄に記されるであろう。

しかしながら、著者表示に関する 2.2.4 を見たとき、上記の原則と矛盾するような規定にでくわす。

2.2.4.1 の第3文章にはつぎのような表現がある。「図書中に著者表示がなく、その図書以外の情報源から著者に関する情報を得たときは、これを注記する。」これは難解な一文である。

まず、「これを注記する」とは、「その図書以外の情報源から…情報を得たこと」を注記するのか。あるいは、その著者名そのものも注記の欄に記載し、著者表表の欄には記載しないのか、いずれであるかが不明である。

2.1.2.3 の原則を固守すれば、ここにおいて採るべきは前者の態度であり、この場合、「他の情報源から得られた著者」名は角がっこに入れて著者表示の欄に記し、その情報を告知した劣位の情報源名によって著者表示を行った旨を注記する、このような処置をとるべきものと考えられる。しかし 2.2.4.1においては角がっこを使用を指示する文言が見られない。またこの項の注記に関する 2.7.3.2(2)を見ると「著者名およびその情報源を注記する」と規定し著者表示の欄には記載しないものと見える。一方両項にいう「図書中」、「その図書」の語句は、情報源としての何物を指しているのであろうか。

もしこれが、ことばどおり、その図書の全体(文中を含めどの部分でもよい)を指すと考えるならば、日本の古典の現代訳で、その原作者名が巻末の解説によって判明するような場合、この著者名は著者表示の欄に記載されるべきものと考えなければならないであろう。しかし上記の著者名の典拠となった情報源(『解説』)は、2.1.2.3 ①が挙げる第1順位の情報源からもれており、この 2.1.2.3 の末文によれば、「上記以外の情報源から得た情報は角がっこに入れて記載」しなければならないはずである。ところが、2.4.1.1 で角がっこ使用の指示がないので、2.4.1.1 を勘案すれば、角がっこに入れないので著者表示の欄に記載するということになるであろう。また 2.2.4.1 第3項にいう「図書中」

という語句は 2.1.2.3 ③が掲げる第 1 順位の情報源（にかぎる）とも解釈できないこともない。そのように解した場合には、上記の古典の原作者名は注記の欄に記されるべきである。混乱の極みとでも言うべきであろう。

NCR 新版の、成立過程上の前身たる日本目録規則新版草案（2.4.1 第 2 項）は、この点、はるかに優れておりつぎのような形をとっていた。

「もし著者表示を、標題紙、背、表紙、奥付以外の他の個所から転記したときは、これを角がっこに入れて記載する。また、その図書以外の情報源から著者等に関する情報を記載するときは、それらを注記の位置に記載する。」

またこれの原型である ISBN (M) 1.3.2 はつぎのように規定している。

「著者表示を標題紙からとらなかった場合は、これを角括弧につつむ。」

NCR 新版における「補記」に関係した不備はこのほかにもある。

2.1.4.4 (誤記、誤植) では「書誌的事項は正しい形に訂正して記載し、必要があればもとの形を注記する」としているが、角がっここの補記は不要か。

また 2.1.4 (記述の方法) には記号に関し規定する条項が存しない。そこで一応、依拠する情報源で使用されている記号をそのままに用いるのが原則であろうかと、2.1.4.1 (文字の記載方法)、2.2.1.1 (書名の記載方法) から類推してみよう。そうだとすれば、図書 (情報源上) につぎのような書名が記されている場合は、そのままに転記してよいものであろうか。

例) [図説] 技術と日本近代化

この情報源上の表示のままに「記述」の書名を記載した場合、その角がっこも当然に転写することになり、立場をかえて記入の検索者の側から見れば、[図説] の部分は本来図書上には表示されていないもので、記入作成者が任意に付した「補記」であると理解されるべきものとなってしまう。これは記号に関して何らその使用法を規定しないところから生ずる問題である。

さて、これら以外にも NCR 新版の「記述」に関する条項に不満を抱かせるところは少なくない。そのうちから 2.3 の点を略記しておきたい。

### 書名

## 書誌の記述に関する研究序説

小林胖は本年春に発表した論文「日本目録規則・新版・予備版の表現についての疑義」<sup>47)</sup>において、「最も不安定な規定—書名と副書名」と指摘した。

そこにおける小林の論点は、主として書名、副書名における記号の用い方に對し設けられているが、N C R新版のいわゆる「書名冠称」の扱い方の不備に言及している。

N C R新版はその2.2.1.1（書名）の規定において「書名は、標題紙、奥付、背、表紙から、そこに表示されている形をそのまま転記するが、書名の一部分が、2行書きまたは小さな文字で表記されているときは、原則として1行書きまたは書名の他の部分と同じ大きさの文字に改める」としている。しかしながらその第2項では「書名の上または前に、副書名、巻次・年次等、著者名、版、出版者名、叢書名、およびその他の語句が表示されているときは、これらの語句は、それぞれ該当する事項の記載位置に記載する」とする。これら書名の冒頭に付された語句を本来書名冠称と呼ぶ。

上記の内容は、一応国際的、伝統的な手法にかなうものである。しかし、表意文字・漢字を多用するわが国の現実に合わせると、たとえば、書名上のルビのことなどを配慮した規定とすべきではなかったか。

この規則が草案において示した事例に下記のようなものがあった。

例) 真砂屋お峰、双六、眩暈（めまい）

N C R新版はこの種のものを例示の内に入れていないので、上記のような扱いを排除したと見るべきか。筆者は草案における扱いを支持するものである。

「冠称」の処理はさらに大きな問題である。書名は情報源上の表示のまま転記すると第1に言い、そのつぎには2行書き等は原則として1行書きに改めると言いなおし、さらにまた、この2行書き等が副書名、著者……出版者名、叢書名等であるときは、各事項の記載位置に記載する、とする。これは複雑な規定である。秋田征矢雄はつぎのように言う。「資料（筆者注・情報源の意）にあるがままを書名から書けばよいので、随分と容易に目録が作れるといわれたのであるが『N C R新版』をみるかぎりでは、そうたやすく書き始めるわけにい

かないようである。つまり一番めんどうであった書名の冠称の取扱いが、的確に処理されていないこと、記述の書名が書名標目『書名の位置に記載されているものは標目とする(3.2.1.1)』と不可分の関係にあることである。一体この書名基本記入と誤解されまじき記述の最初に書かれる書名はどのような条件を満すものなのだろうか。」

筆者たちが発表した「図書館目録規則案」<sup>49)</sup>はこの点に相当注意したつもりで  
あったが、遠藤英三から厳しい指摘を頂戴した。<sup>50)</sup> N C R 新版に対する秋田の指  
摘は的を射ており筆者の持つ批判と本質において変わりがない。<sup>51)</sup>

書名は情報源に「表示されている形をそのまま」記す(2.2.1.1第1項)原則を通常一般的に守り、それがはっきりと著者、巻次、版次、叢書名の表示であるとレイアウト上理解されるものに限って、当該事項の位置に記載するものとすべきである。このうち、とくに下記のものに関して特別の留意を要するであろう。以下3点は、筆者が独自の注釈によって理解するものである。

- ・副書名の位置に移すべきもの

情報源中の一部においては書名の冠称から外れたり、副書名として表示されているもの。これ以外は書名の一部としてその冒頭部分を形成する。

- ・回次

会議録、展覧会記録等で、書名冒頭に冠された開催回次は、書名の一部としてその冒頭部分を形成する。(巻次の位置へ移さない。)

- ・出版者名

辞典、講座等で書名冒頭に冠された出版者名は、書名の一部としてその冒頭部分を形成する。(出版事項の位置へ移さない。)

以上の理由づけ等は機会を改めて発表することとしたい。

### 部編名

部編名についてこの規則は何ら規定していない。巻次等の規定(2.2.3.1)のなかに「地方銀行編」の例があるが、逐次刊行物(5.2.1.5)におけるように明確な形で規定すべきである。

### 卷次（2.2.3）

卷次等は書名（副書名を含む）につづけて記載する（2.2.3.1）となっているが、ISBN（M）等にならい、注記の欄に記すものとすべきである。卷次は、著者はおろか、版次、出版者よりも下位の識別単位であり、<sup>52)</sup>排列上も主要な単位ではないからである。<sup>53)</sup>卷次に関しては、下記排列との関係で言及する。

### 版（2.3）

「版」なる語は一般にも多岐的に使用されており、いわゆる版次か版種か、さらには○○年版といった類の巻に類したものも存する。また上記いずれのタイプか明別しにくいケースもある。そこで、版（次）の記載位置は、もっぱら情報源におけるその表示位置にならうものとし、記載位置を固定したり、注記へ移動させたりするような規定（2.7.4.3）は避けるべきであろう。

また、翻訳書の場合など、その版次が原書の版次であるものと、訳書の版次であるものとでは、訳者の記載方法は異なるであろうが、この辺りになるとこの規則では全くお手上げである。

### 標目との関係

「標目」は今般の検討範囲外に置くが、「記述」と係わる点に触れておく。

3.2.1.1 及び 3.2.2.1においては「標目とする」書名および著者名につき定めている。ここでは記述に記された書名や著者名を標目としているから、数々の問題が生じる。「書名」のところで記した「冠称」に限定して言えば、冠称から外された事項から書名標目をたてることが出来ず、逆にまた、冠称として残した（記した）部分からの書名標目をたてないこととするような、例外的処置も採ることができない。<sup>55)</sup>

### 排列との関係

卷次を有する図書の場合、書名標目に卷次を付することを3.4.3.1は規定する。

例) 多摩の百年 上 タマノ ヒャクネン 1 (同条自身の設例)

法律学全集 第3巻 ホウリツガク ゼンシュウ 3 (同条自身の設例)

このように多巻物では、書名、卷次の順に排列することと4.1.6で定められ

ているから、たとえば「法律学全集」の例で、2社の出版物がこの同じ書名で刊行されているような場合は、両図書の目録記入は、混在することになろう。

例) ホウリツガク ゼンシュウ 1 (A出版社編集発行)

ホウリツガク ゼンシュウ 1 (B書店編集発行)

ホウリツガク ゼンシュウ 2 (A出版社編集発行) (以上3例筆者設例)

この規則によれば、こうなるであろうが、無意味な2次排列である。

多巻物に関しては、とかく問題があるが、第1には、巻次の記載位置を再考<sup>56)</sup>し少なくとも書名に直結する位置から後位へ移し、第2には、標目欄への巻次の記載をとりやめ、第3に排列上は、一切の書誌的事項を勘案したのちに巻次による排列を行なうとするべきであろう。

### おわりに

以上、書誌の記述に関して検討を試みたが、まとまりの悪いものに終った。

N C Rに対しては局部的な批判にとどまった。この問題に関する続稿および、書誌一般の記述についての考及を出せるよう願っている。

時代は自館作成目録の時代から、Ready made Cardの時代へと進んでいる。<sup>57)</sup>

目録規則等書誌記述の安定は、後者の標準化を図る方法で検討されるべきであろう。

#### 〔註〕

- 1) 『日本目録規則 新版 予備版』J L A 1977 p. 7 (N C R新版)
- 2) 『第5回 整理技術全国会議議事録～「日本目録規則・新版」草案について』J L A 1975 p. 5
- 3) Harrod, L. M. "The Librarians' Glossary and Reference Book." 4th ed. London, Andre Deutsch. p. 107~108
- 4) A L A Glossary of Library Terms. Chicago, A L A 1943.
- 5) 丸山昭二郎 書誌とは～図書館側からのアプローチ～ 書誌索引展望 1 (4) p. 212
- 6) 『図書館ハンドブック 第4版』J L A 1977 p. 162
- 7) 『出版事典』出版ニュース社 1971 p. 461
- 8) 『Everyman's Encyclopaedia vol. 3』London, J. M. Dent & Sons c1967 p. 188
- 9) Harrod, *op cit.*, p. 168~169

## 書誌の記述に関する研究序説

- 10) 『N C R新版』 p.87
- 11) 志保田務 業者カードの現状とそれが提起しているもの＜第19回研究大会シンポジウム＞図書館界 30(1) 1978 p. 6 ~ 9
- 12) 志保田務 我が国における印刷カード事業の史的考察 —今日的課題への文献レビュー的アプローチー 第9章 印刷カード事業における国立国会図書館の役割 図書館界 30(6) 1979 p.207 —245
- 13) 五十嵐正巳 目録情報サービス発展のために —印刷カードを中心に—＜第19回研究大会シンポジウム＞図書館界 30(1) p. 1 ~14
- 14) 志保田務 情報の情報—＜書誌＞の氾濫 —図書館を軸とした情報流通改革の提案 — 出版ニュース 6月中旬号 1979 p. 4 ~ 7
- 15) 石塚栄二 標目未記載ユニットカード採用事例『第1回整理技術全国会議議事録』 J L A 1970 p.13
- 16) 『N C R新版』 p.83
- 17) 目録の記録性と検索性 青木次彦 人文学（同志社大学）132号 1978 p. 7 ~ 8
- 18) 1908年174条の規則を定めた。1967年新英米目録規則（A A C R） 後者はさらに 1978年改訂された。
- 19) Verona, Eva『国際図書館協会連盟・パリ目録目録原則会議(1961年10月採択)コメント』高鷲忠美〔ほか〕訳 早川図書 1977
- 20) I S B D 国際標準書誌記述～単行書用～ I F L A 目録委員会編 J L A 目録委員会訳 現代の図書館 10(3) 1972 p. 98~121
- 21) 書誌的情報の記述に関する基準～付雑誌名の略記に関する基準～科学技術庁振興局編 日本ドクメンテーション協会 1977 p.34
- 22) (同上) p.34
- 23) A A C R等。
- 24) 森耕一 標目と記述の分離 図書館界 7(6) 1955 p.13~19
- 25) 日本国書館研究会・整理技術研究グループ編 図書館目録規則（案）図書館界 26 (4) 1974 p.109~117
- 26) 日本国書館研究会整理技術研究グループ 目録法の進歩 図書館界28(2 / 3) p.131 —132
- 27) 『N C R新版』 p. 2 , 78
- 28) 『第4回整理技術全国会議議事録』 J L A 1973年
- 29) 『第6回整理技術全国会議議事録』 J L A 1977年
- 30) 志保田務 主題目録の排列について—N C R新版を中心として— その2 分類目録の標目と排列 図書館界 31(2) 1979 p.180~190
- 31) (同上) p.180

桃山学院大学人文科学研究

- 32) 野田正一 日本目録規則新版の適用について 大学図書館研究 No.13 1978 p.48
- 33) 埼上衛 N C R 新版予備版の構成の考察と提案 (研究ノート) 図書館学会年報 25(2) 1979 p.91
- 34) 野田 前掲論文 p.48
- 35) 日本目録規則新版予備版 (案) における用語および用語解説について <批判> 整理技術研究グループ 図書館界 29(4) 1977 p.119~134, 173
- 36) 小林胖 「日本目録規則新版予備版」の表現についての疑義 Library and Information Science no. 16 1978 p.217~233
- 37) 秋田征矢雄 「日本目録規則新版予備版」の問題点 図書館界 31(2) 1979 p.190~192
- 38) I S B D (Monograph) 第一標準版 (1974), 同・改訂版 (1978)
- 39) 注 35) に同じ p.125~126
- 40) 『N C R 1965年版』 J L A 1965 p.89
- 41) I S B D (M) 國際標準書誌記述 標準第1版と予備版との主要な相違点について 現代の図書館 12(4) 1974 p.133~140
- 42) 注 40) に同じ
- 43) 注 41) に同じ
- 44) 『N C R 新版』 p.84~85
- 45) 注 2) 28) に同じ
- 46) 注 35) に同じ p.127
- 47) 注 36) に同じ p.230~233
- 48) 注 37) に同じ p.190~191
- 49) 注 25) に同じ
- 50) 志保田務・山田伸枝 「図書館目録規則 (案)」への質問にお答えして ~図書館界 27(1) 1975 p.16
- 51) 遠藤英三 新しい目録規則の動向について 図書館界 27(6) 1976 p.192~195
- 52) 注 25) に同じ p.184
- 53) 光斎重治・志保田務 "図書館目録規則 (案)" における標目とその選定 図書館界 27(6) 1976 p.196~200
- 54) 注 25) に同じ p.113
- 55) 秋田・前掲論文 p.191~192
- 56) 注 20) p.117 I S B Dでは巻次は注記 (的) に記される。
- 57) 高鷺忠美 変革のなかの目録・目録規則 図書館技術研究会研究情報 No.3 1977 p.16